

令和2年第8回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和2年8月27日(木)
招集の場所	日進市役所本庁舎2階 第4会議室、北庁舎2階 会議室
開 会	令和2年8月27日(木) 午後2時57分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 9人 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	1番 和田 義雄 委員 10番 村瀬 和樹 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号</p> <p>専決第1号 専決第2号 専決第3号 専決第4号</p>	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について</p> <p>農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について</p>
-------------	---	--

<p>開会</p> <p>(14:57)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>議長 事務局</p>		<p>出席者が定足数に達しているので、令和2年第8回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第8回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に3番の萩野 淑子 委員と、4番の牧 正行 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>5番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>5番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進おりど病院から南へ約216メートルの位置に所在しており、現況は田で面積は498㎡です。</p> <p>申請者は、現在夫と子供3人の家族5人で折戸町鎌ヶ寿に居住しています。子供達の成長につれて現在の居宅が手狭になり、増築も検討しましたが、敷地に余裕がないため新たに自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>土地は自身が所有している土地から選定を行いましたが、いずれも接道要件を満たさない土地等、建築できない土地ばかりのため、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに東側の最終柵に集水し、既設集水柵から北側の既設排水路へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>5番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号5番について、転用目的は自己用住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第4条第6項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みに</p>
--	--	---

	<p>については、申請書上に令和2年12月1日から令和3年4月30日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>以上が許可基準の適合状況です。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>5番の案件について、申請地の南側の道路は幅員4メートルが確保されているのか。</p> <p>道路の幅員4メートルは確保されているため、接道要件を満たしており問題ありません。</p> <p>他に意見がないことを確認して、議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第2号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>19番から23番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>19番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、県道岩作諸輪線の米野木台二丁目の交差点から南西に約447メートルの位置に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は3筆合計で432.27㎡です。</p> <p>申請者は、昭和62年に会社設立をし、日進市内で一般貨物自動車運送業等を営んでいます。</p> <p>現在は、米野木町小馬場にて会社の前代表取締役の家族の土地を賃借して資材置場として利用しています。現代表取締役の自宅の一部にも資材を置けていますが、自宅の空きスペースには限界があり、手狭となっています。</p> <p>そこで新たな資材置場が必要になり、土地の選定を行ったところ、自宅隣接地土地所有者より承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定いたしました。</p>
議長 委員	
事務局	
議長	
議長	
議長 事務局	
議長 事務局	

農地転用許可後は前代表家族に賃借している土地を返還し、自宅周辺で資材の一元管理をしたいと考えています。

排水については、雨水は申請地内で集水し、自然浸透するため、周辺の農地に対する影響もないと思われます。

続きまして、20番の案件について説明します。

申請地は、日進駅から西へ約580メートルの位置に所在しており、現況は田と畑で、作付けはされておらず、面積は5筆合計で498.23㎡です。

申請者は、昭和24年に会社設立し、土木及び建築業を営んでいます。

この度、名古屋鉄道豊田線の橋脚部の耐震工事を行うに当たり、鉄道用地に道路が隣接しておらず、工事用車両の進入路が必要となりました。

そこで工事予定地付近で土地の選定をしたところ、申請地の所有者の承諾を得ることができたため、やむを得ず本申請に至りました。申請地は農地であるため、一時的に仮設歩道に必要な歩道用地、工事掘削作業に伴う隣接地の崩壊を防ぐ為の法面、工事用車両通路として使用します。

工事終了後、農地として利用できる状態に復元します。

排水については、雨水は自然浸透させるため周囲の農地に対する影響もないと思われます。

なお許可日から3か月間の一時転用になります。

続きまして、21番の案件について説明します。

申請地は、北部福祉会館から西に約216メートルの位置に所在しており、現況は田で、面積は480㎡です。

この申請地については、農振農用地であるために、平成29年11月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題としてお諮りさせていただいた案件となっており、農用地区域からの除外手続が完了しています。

申請者は、現在香久山一丁目に居住しています。

今回7月に勤めていた会社を退職し、新たな仕事として、喫茶店の経営を計画しました。

しかし、自己所有地はなく、両親に相談したところ、父親が所有している申請地を利用しても良いという同意を頂くことができました。

土地は父親が所有している土地から選定を行いましたが、いずれも狭小地で建築できない土地ばかりのため、やむを得ず、申請地を選定したのになります。

排水について、汚水は東側道路の下水道に接続し、雨水については集水桝で集水し、東側の既設道路側溝に放流するため周囲の農地に対する影響

	<p>議長 事務局</p>	<p>もないと思われます。</p> <p>続きまして、22番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進中学校から南西に約88メートルの位置に所在しており、現況は畑で、面積は285㎡です。</p> <p>この申請地については、農振農用地であるために、令和元年11月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題としてお諮りさせていただいた案件となっており、農用地区域からの除外手続が完了しています。</p> <p>申請者は、現在、赤池二丁目のマンションに妻と子の家族3人で居住していますが、将来の家族計画を踏まえて一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>しかし、自己所有地はなく、両親及び祖父に相談したところ、祖父が所有している申請地を利用しても良いという同意を得ることができました。</p> <p>土地は祖父が所有している土地から選定を行いましたが、いずれも狭小地で建築できない土地ばかりのため、やむを得ず申請地を選定したことになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに最終柵に集水し、南側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま</p> <p>続きまして23番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進中学校から南西に約88メートルの位置に所在しており、現況は畑で、面積は3.01㎡です。</p> <p>申請者は、平成4年9月に父親の所有地に分家住宅を建築し、居住しています。</p> <p>平成5年に子供が増えたことにより家財が増えたため、自家用倉庫が必要になり、現住居の南東の角に建築しました。</p> <p>しかし令和元年8月に次男が分家住宅を建築する計画が持ち上がり、県の建築部局の担当者に確認したところ、自家用倉庫の屋根が住宅敷地と東側に隣接する父親の農地に跨っており、申請地を農地法の手続きを経ないまま住宅敷地として利用していることが発覚しました。</p> <p>今回、違反転用を是正するため、始末書を添付して本申請に至ったものです。</p> <p>19番から23番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号19番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は資材置場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、農地法第5条第2項第</p>
--	-------------------	---

		<p>1号の農地区分について、街区を占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年10月1日から令和2年10月14日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号20番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は歩道用地及び工事車両通路、掘削作業に伴う崩壊防止の法面として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年10月1日から令和3年3月26日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、令和3年3月26</p>
--	--	---

		<p>日までに農地として利用できる状態に回復する計画です。</p> <p>続きまして、受付番号21番の案件について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は喫茶店を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分について、水管、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されるため、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年10月1日から令和3年3月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号22番の案件について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分について、市役所から概ね300メートル以内の区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年10月1日から令和3年3月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障</p>
--	--	--

	<p>ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号23番の案件について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は住宅敷地として利用しているものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分について、市役所から概ね300メートル以内の区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、平成5年に工事は既に完了しています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>21番の案件について、申請地は埋め立てであると思われるが、どのような計画がされているのか。</p> <p>申請地は、道路より約1メートル高い位置にあります。現状の形状のまま利用し、一部法面になっているところを乗り入れとして利用する計画になっています。</p> <p>申請地の周囲は囲うのか。駐車場は何台分確保されているのか。</p> <p>駐車場は、道路側に3台分確保しています。隣地との境界については、ブロック塀等の計画はなく法面のままで利用する計画になっています。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第2号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第2号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第3号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p> <p>11番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、赤池駅から北西に約298メートルの位置になります。</p> <p>この生産緑地は、赤池一丁目に居住していた申請者が所有し、主たる従</p>
議長 委員	
事務局	
委員 事務局	
議長	
議長	
事務局	

<p>議長</p>	<p>事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和元年7月に死亡し、申請者の妻が相続しました。今後、生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申請となります。以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第3号の案件の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第4号を上程。事務局に説明を求める。</p>
<p>事務局</p>	<p>除外1番の案件について説明します。</p> <p>除外目的は、分家住宅を建築するものです。</p> <p>申請地は県道岩作諸輪線の北新田橋の交差点から南に約105メートルの位置になります。現況は田で、面積は228㎡です。</p> <p>農業生産基盤整備事業の実施状況については、団体営ほ場整備事業北新田地区が昭和54年度に、愛知用水二期事業が平成16年度に完了しています。</p> <p>申請者は、現在、夫と子供の家族3人で尾張旭市の賃貸住宅に居住していますが、将来の家族計画を踏まえて、一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>しかし、自己所有地はなく、両親に相談したところ、母親が所有している申出地を利用しても良いという同意を得ることができました。</p> <p>土地は本家に近接する土地から選定を行いましたが、いずれも狭小地で建築できない土地ばかりのため、やむを得ず申出地を選定したのになります。</p> <p>申出地は集落性があり、建築許可の見込みもあります。</p> <p>場所は集団の農用地の周辺にあたり、また、排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに西側の排水桝に集水し、既設排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p> <p>また、周辺の農業用施設の機能には支障なく事業を計画しています。</p> <p>以上から除外に必要な要件である農振法第13条第2項各号について満たしていると思われます。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第4号の案件の採決を宣言し、賛成</p>

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 (15:43)</p>	<p>者の挙手を求める。 (挙手全員) 議案第4号の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。 続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告) 専決1号 3条届出 2件 専決2号 4条届出 1件 専決3号 5条届出 16件 専決4号 18条届出 1件 専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし) その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡) ・ 次回の農業委員会 (令和2年9月28日(月)) 午後3時 本庁舎4階第1会議室) 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
--	--	--

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日 議事録署名者 3番委員
議事録署名者 4番委員